

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	乳幼児・子ども・高校生等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務
②事務の概要	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成対象者・保護者等の住民基本台帳情報・加入健康保険情報を審査し、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成の受給認定・助成額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、医療証交付申請及び各種届出の受理においてLoGoフォーム電子申請システム及びマイナポータルサービス検索・電子申請機能を経由した申請情報の受信を行い、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの医療証交付申請書の受理 2 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの各種届出書の受理 3 交付申請書、各種届出書に基づく受給資格認定及び医療証の交付 4 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、加入健康保険情報等の照会 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	子ども医療システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、LoGoフォーム電子申請機能、マイナポータルサービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

乳幼児・子ども・高校生等医療費助成ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表4の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども若者部子ども若者課
②所属長の役職名	子ども若者課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども若者部子ども若者課児童手当・医療証係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども若者部子ども若者課児童手当・医療証係 電話番号(直通) 03-5722-9864
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの提出または住民記録に紐づけのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には個人番号による照会を行うことを厳守している。また、取得したマイナンバー及び本人情報、並びに情報提供ネットワークシステムを用いて取得した特定個人情報等のデータベースへの入力においては、複数人による確認を徹底している。マイナンバーが記載された申請書面等の管理においても、適宜複数人での確認を行うなどの対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	子ども医療費助成システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。その上で、アクセス権限の所持者には、毎年事務取扱担当者のオンライン研修を実施し、離席時のログアウトを徹底するなどの対策を講じている。また、取得した個人番号や申請書等に基づき情報照会をする際には、4情報を確認したうえで照会を行うことを厳守している。これらの対策を講じていることから、情報照会ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	(新規公表)				
令和7年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務② 事務の概要	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成対象者・保護者等の住民基本台帳情報・加入健康保険情報を審査し、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成の受給認定・助成額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの医療証交付申請書の受理 2 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの各種届出書の受理 3 交付申請書、各種届出書に基づく受給資格認定及び医療証の交付 4 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、加入健康保険情報等の照会	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成対象者・保護者等の住民基本台帳情報・加入健康保険情報を審査し、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成の受給認定・助成額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、医療証交付申請及び各種届出の受理においてLoGoフォーム電子申請システム及びマイナポータルサービス検索・電子申請機能を経由した申請情報の受信を行い、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの医療証交付申請書の受理 2 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの各種届出書の受理 3 交付申請書、各種届出書に基づく受給資格認定及び医療証の交付 4 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、加入健康保険情報等の照会		
令和7年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③ ③システムの名称	子ども医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	子ども医療システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、LoGoフォーム電子申請機能、マイナポータルサービス検索・電子申請機能		
令和7年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③ ③システムの名称	・番号法(※1)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第27号)別表の3の項 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書番号24 ・準ずる法定事務の番号法別表第一第7項 ・準ずる法定事務の主務省令(※3)第7条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 委員会規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報に関する規則。以下同じ ※3 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表4の項		
令和7年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携② ②法令上の根拠	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 ・番号法第19条第9項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則60号)第5条及び第11条第27号 ・委員会規則(※2)第3条に基づく届出書 届出書番号24 ・準ずる法定事務の番号法別表第二第9項 ・準ずる法定事務の主務省令(※4) 第8条 ※4主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための暗番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 番号法第19条第9号		
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点		
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点		
令和7年1月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	(項目新設)	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ① 部署	子育て支援部子育て支援課	子ども若者部子ども若者課	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	子育て支援課長	子ども若者課長	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	子育て支援部子育て支援課手当・医療係 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号	子ども若者部子ども若者課児童手当・医療証係 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関するお問合せ連絡先	子育て支援部子育て支援課手当・医療係 電話番号(直通):03-5722-9162	子ども若者部子ども若者課児童手当・医療証係 電話番号(直通):03-5722-9162	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年3月2日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠	4情報又は住所を含む3情報	個人番号	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成対象者・保護者等の住民基本台帳情報・加入健康保険情報を審査し、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成の受給認定・助成額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、医療証交付申請及び各種届出の受理においてLoGoフォーム電子申請システム及びマイナポータルサービス検索・電子申請機能を経由した申請情報の受信を行い、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの医療証交付申請書の受理 2 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの各種届出書の受理 3 交付申請書、各種届出書に基づく受給資格認定及び医療証の交付 4 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、加入健康保険情報等の照会	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成対象者・保護者等の住民基本台帳情報・加入健康保険情報を審査し、乳幼児・子ども・高校生等医療費助成の受給認定・助成額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、医療証交付申請及び各種届出の受理においてLoGoフォーム電子申請システム及びマイナポータルサービス検索・電子申請機能を経由した申請情報の受信を行い、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの医療証交付申請書の受理 2 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成受給者からの各種届出書の受理 3 交付申請書、各種届出書に基づく受給資格認定及び医療証の交付 4 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、加入健康保険情報等の照会 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども医療システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、LoGoフォーム電子申請機能、マイナポータルサービス検索・電子申請機能	子ども医療システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、LoGoフォーム電子申請機能、マイナポータルサービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和8年9月4日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	
令和8年9月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	
令和8年9月4日	IV リスク対策 11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	
令和8年9月4日	IV リスク対策 11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	子ども医療システムにおいて、特定個人情報は各職員が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しているため、業務システム上で目的を超えた紐付けが行えないような措置が講じられている。また、個人番号を含む特定個人情報は、業務システム以外での取扱いを禁止し、EUC機能等で搬出できない仕様とすることで、業務システム外で目的を超えた紐付けを行うことも防止している。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	子ども医療費助成システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。その上で、アクセス権限の所持者には、毎年事務取扱担当者のオンライン研修を実施し、離席時のログアウトを徹底するなどの対策を講じている。また、取得した個人番号や申請書等に基づき情報照会をする際には、4情報を確認したうえで照会を行うことを厳守している。これらの対策を講じていることから、情報照会ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	